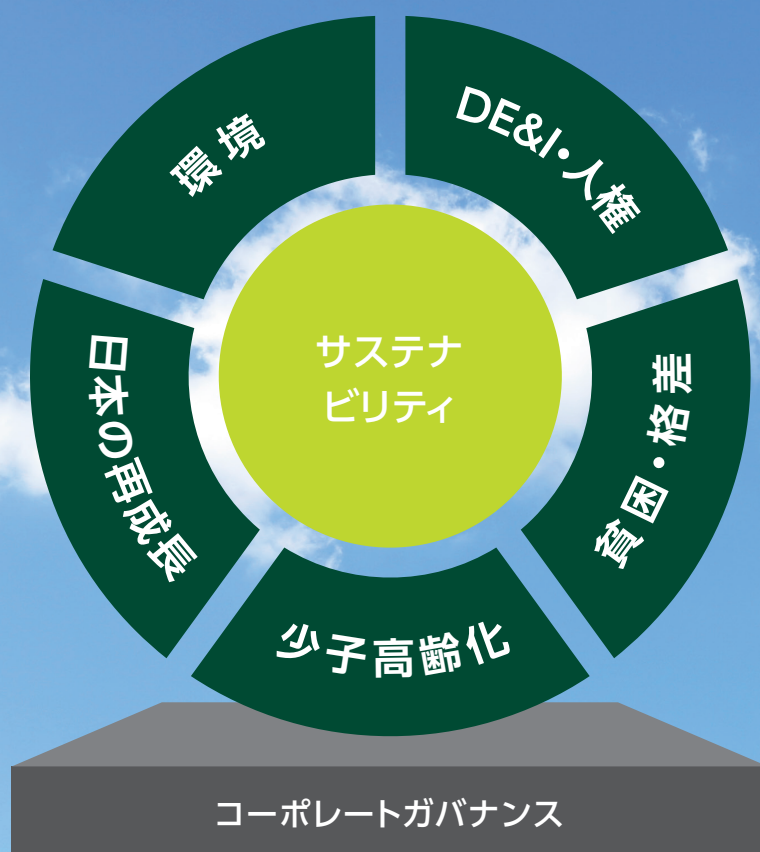


サステナビリティへの取組

SMBCグループは、世界が直面する社会課題の拡大・深刻化、日本が抱える社会課題等を踏まえた経営環境の変化を捉え、企業市民として取り組むべきスコープを拡大し、サステナビリティ推進における5つの重点課題と、その解決に向けた10のゴールを設定しました。

当行も10のゴールを目指して対応していくことで、経済的価値とともに社会的価値を創造していきます。



重点課題		課題解決に向けた10のゴール
 環境	環境	①トランジションの支援を通じた脱炭素社会の実現 ②自然資本の保全・回復への貢献
 DE&I・人権	DE&I・人権	③従業員が働きがいを感じる職場の実現 ④サプライチェーン全体における人権の尊重
 貧困・格差	貧困・格差	⑤次世代への貧困・格差の連鎖を断つ ⑥新興国における金融包摂への貢献
 少子高齢化	少子高齢化	⑦人生100年時代への不安解消 ⑧人口減少社会を支える利便性の高い基盤の構築
 日本の再成長	日本の再成長	⑨企業のビジネスモデル変革支援 ⑩イノベーション創出・新たな産業の育成



再生可能エネルギービジネス

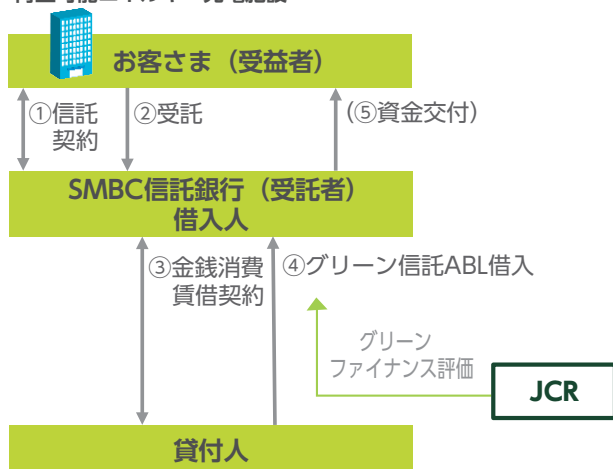
太陽光発電設備および敷地の利用権（所有権、賃借権または地上権）を受託し、信託財産を管理するとともに信託受託者として売電により得た収入を原資に受益者への配当を行うなど、再生可能エネルギービジネスへの取組を行っております。



グリーン信託ABL (Asset Backed Loan)

グリーンビルディングや再生可能エネルギー発電施設を信託財産とし、受託者である当行が借入人となって受益者の資金調達のために行う資産担保借入を行っております。

グリーンビルディング
再生可能エネルギー発電施設



本社オフィスで使用する電力の再生可能エネルギーへの切替

SMBCグループでは、自らが排出する温室効果ガスを2030年において実質ゼロにすることをコミットしており、当行においても、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおります。

2022年4月より、本社オフィス（三井住友銀行東館）で使用するすべての電力を、再生可能エネルギーに変更しております。

自社が排出する温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めるとともに、気候変動問題に積極的に取組、脱炭素社会・循環型社会の実現に貢献してまいります。



インターネットバンキング各種お手続き

当行のペーパーレス化を推進する取組として、『インターネットバンキング各種お手続き』を導入し、支店・郵送において紙の書類で受付していた住所変更・カード再発行等のお手続きをWeb上で受付しております。パスキー認証を用いて、高度なセキュリティ対策を実施しつつ、トークンレスでのお手続き受付を実現しております。

インターネットバンキングのみでお手続きが完結するため、お客さまにご来店、あるいはご郵送いただく必要がなく、さらに、お手続きの進捗状況をインターネットバンキングでご覧いただけるようになります。なお、完了時にはEメールによりお客さまに通知されます。



SMBC 信託銀行アプリ(※)

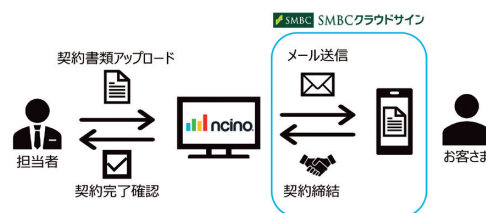
※プレスティアオンライン、プレスティアモバイルでも利用可能



住宅ローン手続きのデジタル化

お客さまの生活スタイルにおいてWeb利用が加速していく中、nCino(株)の提供するローンソリューションに加え、SMBCクラウドサイン(株)の電子契約サービスを利用し、申込、審査、契約までの一連のローンプロセスデジタル化を実現しています。ローン手続きにかかるお客さまの手続負担軽減や利便性向上をするとともに、行内業務の生産性向上にも取り組んでいます。

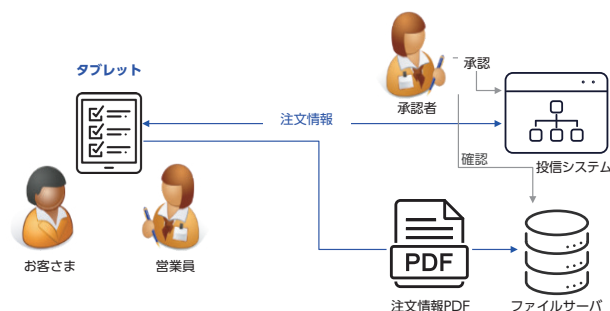
今後もペーパーレスやそれに伴う事務軽減に加え、サステナビリティへの取組も加速してまいります。



投資信託注文アプリ

お客さま宛て資料の削減を通じてペーパーレスを推進しております。

また、申込時のお客さま負担の軽減、不備削減、契約成立の短時間化、事務処理の軽減といった業務効率化も目的としております。





森林保全活動への寄付

2024年度は約250万通の紙明細書を削減し、インターネットバンキングによる各種手続きで約5.5万枚の紙を削減しました。

紙使用削減による費用節減によって増加した利益の一部を、森林保全活動を行う環境保護団体への寄付をいたしました。引き続き、ペーパーレス化を推進するとともに、森林保全活動へ寄付を行ってまいります。



セクター・事業に対する方針

SMBCグループでは、環境や社会へ大きな影響を与える可能性が高いセクター・事業への対応方針を公表しており、当行は、ビジネスに沿う形で導入しております。

今後も外部環境を踏まえた見直しを随時検討してまいります。

方針を公表しているセクター・事業

- 石炭火力発電 ● バイオマス発電 ● 水力発電
- 石油・ガス ● 鉱物資源採掘 ● タバコ製造
- パーム油農園開発 ● 森林伐採
- クラスター爆弾やその他殺戮兵器の製造

(※) セクター・事業に対する方針

https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/

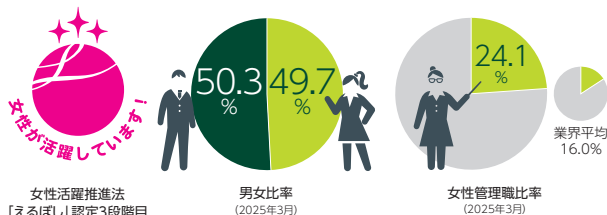


Diversity, Equity & Inclusion

ダイバーシティに強みを持つ企業として、経営トップである社長を委員長とし、各部門の代表が委員を務める「Diversity, Equity&Inclusion推進委員会」を設置。多様な従業員がそれぞれの力を最大限発揮し、一層活躍できる組織づくりを推進しています。

制度面においては、有給扱いの介護休暇、家族の体調不良などをサポートするためのファミリーケア休暇に加え、男性従業員の育児休業制度の拡充・柔軟化を実施し、すべての従業員が仕事とプライベートの両立を安心して続けられるよう、両立支援制度の充実や、両立を理解・支援する職場風土の醸成に取り組んでいます。

また、当行は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、「取組状況が優良な企業」として厚生労働大臣の認定を受け、認定基準のすべてを満たした「えるぼし(3段階目)」を取得しており、ジェンダー等にとらわれない誰もが活躍できる職場環境を整備しています。



障がい者スポーツ支援

当行は公益財団法人日本パラスポーツ協会へ寄付を行っており、当行がオフィシャル・トップ・パートナーを務める一般社団法人日本ゴールボール協会の運営や選手の育成・強化に貢献しています。

また当行はパラリンピックの正式種目であるゴールボールのアスリートが在籍するなど、障がい者の雇用にも取り組んでおり、従業員一人一人がその能力を発揮して活躍しています。

多様な業務の提供や誰もが働きやすい環境づくりに取り組むことで引き続き、障がい者スポーツの普及・発展に貢献すると共に、企業の社会的責任を果たしてまいります。



生産性向上・柔軟な働き方

多様な働き方を推進するため、テレワークや時差出勤を奨励しています。時間単位での有給休暇の取得上限日数の引き上げや、サテライトオフィスをはじめとするテレワーク可能な場所の拡充など、働く時間と場所の選択肢の柔軟化にも取り組んでいます。

また、毎月実施しているエンゲージメントサーベイ及び1on1ミーティングの実施を通じ、各店舗での課題のタイムリーな発見や、自発的な行動ができる組織づくりを推進しています。さらに、IT技術を駆使し、AIやRPA活用による業務効率化を図っています。

ワークライフバランスの改善や生産性向上により、従業員エンゲージメントの向上と働きがいのある職場の実現に努めてまいります。



健康経営

2024年度には「健康経営宣言」を制定し、従業員の活力と生産性の向上を通じた組織の活性化を目指して、健康経営に取り組んでいます。

長時間労働の抑制や健康相談窓口の設置、SMBCグループ合同開催のランニング・ウォーキングイベントへの参加など、すべての従業員が心身ともに健康で生き生きと働き、お客さまに高い価値を提供し続けられるよう、さまざまな職場環境づくりを進めています。

こうした取組が評価され、当行は「健康経営優良法人2025(大規模法人部門)」に認定されています。





金融経済教育

2022年度より高校の家庭科に資産形成に関する項目が追加されたことから、金融機関による出張授業などが期待されている中、当行はSMBCコンシューマーファイナンスと協働のもと、未来を担う学生に対し、金融に関する正しい知識の習得とともに、適切な“お金の使いかた”ができるよう支援するため金融経済教育を実施しております。加えて、英語での講義等の提供を行っております。



若手アーティスト支援

若手アーティストの活動支援の一環として、本店および大阪出張所に女子美術大学と大阪芸術大学の学生による作品を展示しております。

また“PRESTIA Art Branch NEXT”として、プレステアの支店では大阪芸術大学の学生による作品を展示し、次世代アーティストをサポートしております。



フィナンソロピーアドバイザーの専門家紹介

近年、特に富裕層を中心に、社会貢献・寄付への関心が高まっている中、自分の思いの具現化、相談先探しに悩みを抱えている方も多くいらっしゃいます。当行では、お客さまのこうしたニーズにお応えするため、フィナンソロピーアドバイザーの専門家へのご紹介を開始しました。持続可能な社会の形成のために、SMBCグループ財団とも連携して、ご資産を社会課題解決に役立てたい篤志家と非営利団体との架け橋となるべく活動してまいります。

(※)「フィナンソロピー」とはギリシア語の「フィリア(愛)」と「アンソロpos(人類)」を語源とする言葉です。現代では、他者を大切に思う「博愛」や「社会貢献」だけでなく、その先にある「社会課題の解決」も含む意味にも使われています。



認知症サポーター養成支援

日本の社会情勢変化に対応すべく、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を社内養成しています。現在では従業員のうち75%超、1,400名以上が認知症サポーターになりました(2025年3月時点)。

また、ユニバーサルマナーや改正障害者差別解消法などの理解を目的とした行員向け研修を実施しています。

「配慮が必要なお客さま対応に関するハンドブック」を社内に公開し、業務中やお客さま対応に限らず、社会の一員としてさまざまな方の目線に立って考え行動するために活用しています。



ファミリーバトン(贈与サポートサービス)

資産承継をお考えのお客さまに、暦年課税制度を活用し、ご家族への贈与をサポートする「ファミリーバトン(贈与サポートサービス)」をご提供しております。本サービスは、円貨に加えて外貨5通貨(米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、英ポンド、ユーロ)での贈与も可能となっております。



スマート相続口座

ご自身の資産を運用しながら、相続発生時には、当行で保有する預金口座・投資信託口座の資産をあらかじめご指定いただいたご家族にスムーズに承継することができ「スマート相続口座」をご提供しております。本商品は、「相続で家族に迷惑をかけたくない」「遺言書を書くのは面倒」「費用を抑えて煩雑な手続きをせずに引き継ぎたい」「相続対策しても自分のお金は自由に使いたい」といったお客さまの多様化する資産承継ニーズにお応えする国内初の商品です。

スマート相続口座の運営ノウハウを活用し、金融機関向けに本サービスの提供を開始いたしました。また、2025年4月に特許を取得いたしました。



ご契約時や相続時に、面倒な書類が不要。お手続きもスムーズに。



電子契約によるスピーディな手続きが可能。



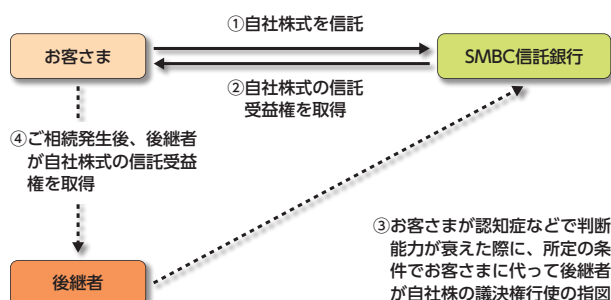
ご契約後も、口座の入出金や、資産の入替えが自由。



認知症対応型の事業承継支援

高齢化社会において、「次世代の後継者へ自社株式を承継する道筋を決めておきたい」「将来、認知症などで判断能力が衰えた際、議決権が行使できないことによる経営リスクに備えたい」など企業オーナーの悩みが顕著化しています。このような人生100年時代に想定される社会課題に対応する金融ソリューションとして、認知症特約付遺言代用信託をご提供しております。

<認知症特約付遺言代用信託の概要>



コーポレートガバナンス

基本的な考え方

当行では、当行および三井住友フィナンシャルグループの経営理念のもと、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとして、その実効性の向上に取り組んでおります。

当行は、監査役会設置会社として、以下の体制を敷いております。

取締役会

当行の取締役会は、取締役12名で構成されております。

このうち1名が社外取締役であるほか、取締役会議長には、業務執行を行わない取締役会長が就任しており、取締役の職務の執行を客観的に監督する体制を構築しています。

社外取締役には、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有している専門家を迎え、また、SMBCグループの一員としてグループ経営上の連携を確保する観点から、グループからも非常勤取締役を迎えております。

両氏ともに、当行の業務の適正を確保するため、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、当行が抱える課題の本質を把握し、必要な助言、提言を受けております。取締役の任期は、経営環境の変化に迅速に対応し、職務執行の成果を毎年評価できるよう、1年としております。

監査役および監査役会

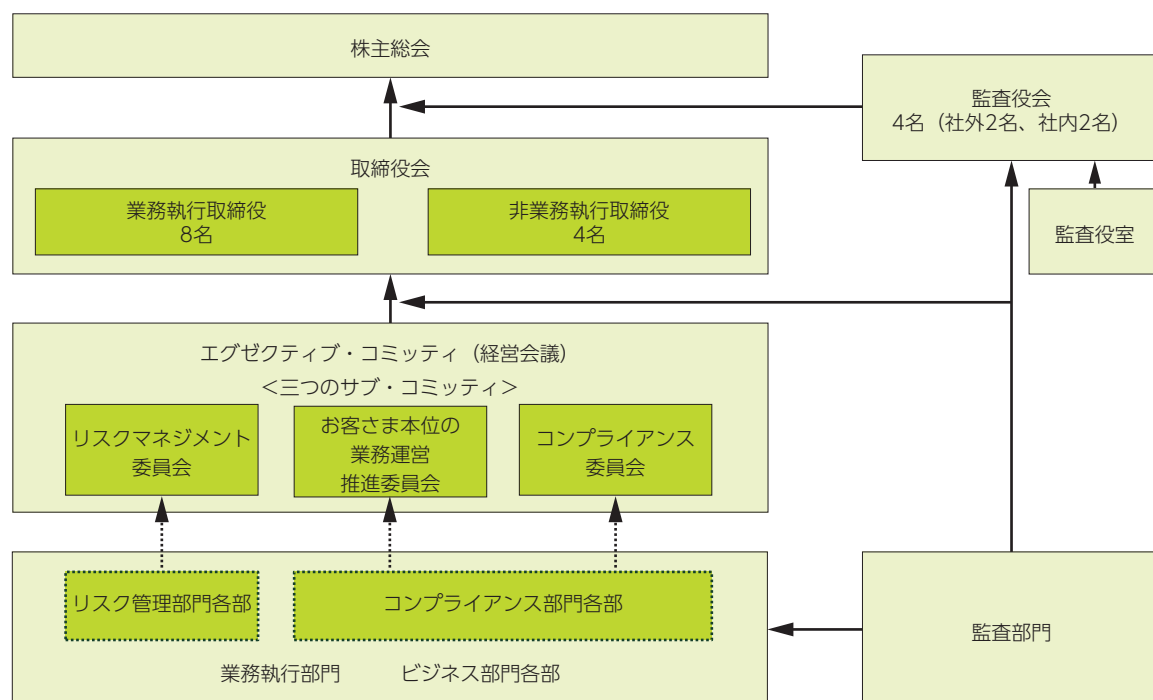
当行の監査役会は、4名の監査役で構成され、そのうち2名は社外監査役です。社外監査役は、銀行業務やリスクマネジメント業務などに長年従事してきた専門家です。社内監査役は、SMBCグループから迎えています。

監査役会は定期的に代表取締役と会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換し、必要と判断される措置を要請します。

監査役は、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に行っており、当行の経営に対する監督機能を十分に果たしています。

エグゼクティブ・コミッティ

当行は、執行役員制度を導入しており、業務執行および内部統制その他に係る決定並びに報告を目的として、取締役を兼務する執行役員などで構成するエグゼクティブ・コミッティを設置しております。エグゼクティブ・コミッティは、最高執行役員が招集し、原則毎週1回開催しており、経営の基本方針に基づく業務運営方針、計画・予算に関する事項などの決定を行っております。決議は、メンバーが過半数出席し、出席メンバーで協議したうえで、最高執行役員が決定いたします。また、エグゼクティブ・コミッティには、コンプライアンス、リスクマネジメントおよびお客さま本位の業務運営推進に係るサブ・コミッティを設けており、コンプライアンス、リスクマネジメントおよびお客さま本位の業務運営推進に関する調査、報告および提案を行っております。



人材戦略

基本的な考え方

当行では、経営理念および経営方針、経営戦略を実現していくために、人事面の取組として戦略的な人材育成や多様な人材が活躍できる環境づくりを推進しております。

人材マネジメント方針

目指すべき組織の在り方や人材像の実現のため、人材交流の活性化やキャリアの複線化を盛り込んだ人材マネジメント方針を策定しております。「対話」を重視した採用、育成、評価、処遇、配置における人材マネジメント方

人材育成方針

- 事業の健全運営のために幅広い知識・経験を持った人材の育成
- 指導的職位につく上級管理職候補の育成
- 最良の商品・サービス・ソリューションを提供できる信頼される人材の育成

針を定義することにより、最高の信頼と新たな可能性を追求する「SMBCグループの信託銀行」として、お客さま・社会と共に発展する組織になることを実現してまいります。

人材マネジメント方針

採用

- 新卒を活用し、優秀な人材を早期に確保し、全社・事業（サービス）をけん引する人材に育成
- 競争力・ポテンシャルのある人材を中途採用で確保

配置

- 人材交流の活性化・個人の育成に資するローテーション
- 個人のキャリア志向・組織の状況を踏まえた柔軟な異動・配置

処遇

- 職責と評価に基づく公正な処遇とし、個々人の成果創出を促す
- 全社業績に賞与を連動することにより会社の一員としての意識付けを強化



育成

- 中長期的なキャリア形成計画を個々人が策定
- 実現を支援する研修やトレーニング等の各種制度を整備

評価

- 実力本位・明確な評価に統一
- 管理職の評価スキルを向上させ、従業員の育成につながる評価を実現

●人事制度の定着・運用

「グレード・評価・報酬制度」を三本柱とする人事制度について引き続き定着を図るとともに、安定的に運用しています。従業員の成果・実力に応じた評価を通じた公平な処遇の実現とともに、エンゲージメントをさらに高める環境づくりを進めています。

●自律的なキャリア形成の支援

従業員自身が自らのキャリアデザインを描くという方針のもと、従業員一人一人が中長期的なキャリアを見据えた行動計画（個人能力開発計画）を策定しております。

従業員の自律的なキャリア形成の支援に向け、従業員が自身の行動を見つめなおす機会の提供や、外部講師によるキャリアに関する講演会、行内の公募ポジションへのエントリー（キャリアエントリー制度）、行内他部署での業務を経験する「社内インターン」制度などに取り組んでいます。

また、SMBCグループ内の公募制度を引き続き活用し、当行外での活躍機会を提供しています。

●能力開発支援

当行の事業戦略の立案や事業の発展を支える人材を、中長期的に確保・育成していく観点から、若手従業員への研修や階層別研修に加え、専門資格やビジネススキル等取得支援（資格取得報奨金制度）、Eラーニングの拡充、行内部署の業務内容や従業員を紹介する動画公開、実務体験ができる人材交流プログラムの実施など、自らの能力を高める制度や知見を広める機会を提供しております。



リスク管理体制

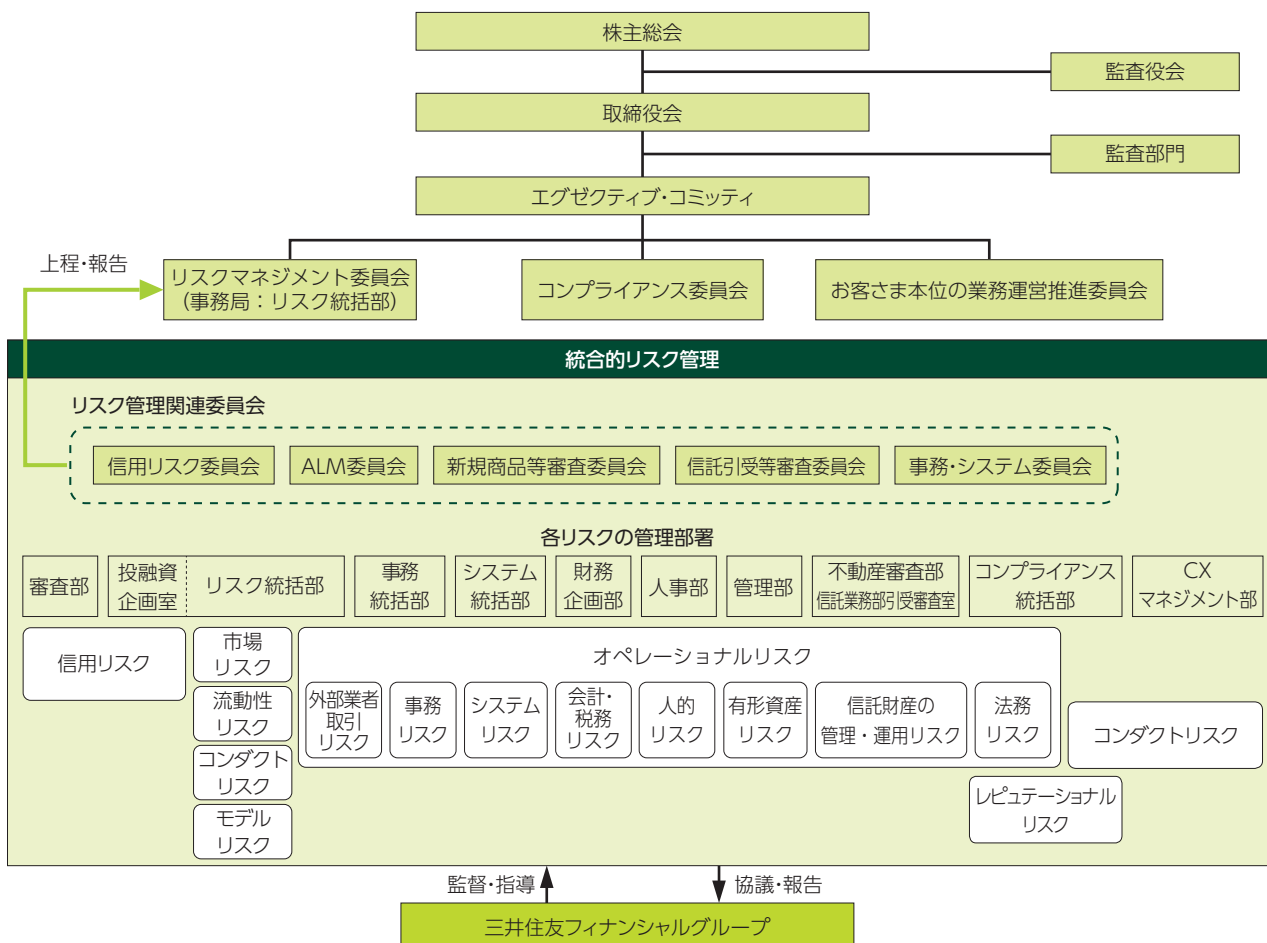
リスク管理体制の概要

当行は、預貸金業務や種々の金融商品、サービスの提供を行うSMBCグループの信託銀行として、平常時並びに緊急時のリスク管理が経営上の最重要課題の一つであると認識しております。業務に付随するリスクが多様化、複雑化していくなか、当行は、異なるリスクを統合的に捉えて管理を行うため、リスク管理における基本的事項を「統合的リスク管理基本方針」に定め、エグゼクティブ・コミティのサブ・コミティとして、リスク管理部門担当役員を議長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスク統括部をその事務局としております。

リスクマネジメント委員会において統合的リスク管理の

状況の把握や必要な施策の協議が行われ、定期的にエグゼクティブ・コミティに報告が行われます。その運営状況については取締役会による監督を受けており、リスク管理体制全般の有効性、適切性については、独立した監査部門による継続的な検証が行われております。

信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナルリスクなどの主要なリスクについては、各リスク管理部署が所管するリスクについて諸規程の整備を行うとともに、エグゼクティブ・コミティが信用リスク委員会、ALM委員会などのリスク管理関連委員会を設置し、リスク管理関連委員会において各リスク管理に関する重要問題を協議して、リスクマネジメント委員会とエグゼクティブ・コミティに上程・報告する体制としております。

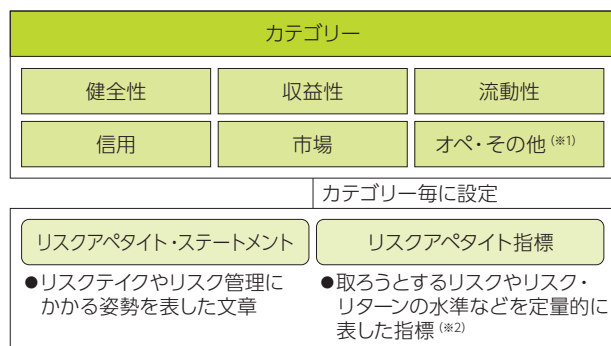


管理すべきリスク	定義
信用リスク	与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし滅失し、銀行が損失を被るリスク
市場リスク	金利・為替・価格などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたりするリスク
オペレーショナルリスク	不適切な内部手続、人的要因、システムまたは外部要因から損失が発生するリスク(外部業者取引リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、会計・税務リスク、人的リスク、有形資産リスク、信託財産の管理・運用リスクを含む。)
レピュテーションリスク	上記事象等の発生により当行の評判が失墜または毀損することにより損失を被るリスク
コンダクトリスク	法令や社会規範に反する行為等により、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益及び当行のステークホルダーに悪影響を及ぼすリスク
モデルリスク	モデルの開発もしくは実装での作業ミス、または、モデルの前提や限界を超えた利用等により、経営判断・業務判断等を誤り、損失・不利益を被るリスク。なお、モデルとは、「理論・仮定を用いて、入力データを処理し、推定値・予測値・スコア・分類等を出力する定量的手法」をいう。

リスクアペタイト・フレームワーク

リスクアペタイト・フレームワークとは、適切な環境・リスク認識のもと、収益拡大のために取る、あるいは許容するリスクの種類と量（リスクアペタイト）を明確化し、業務戦略に反映させる経営・リスク管理の枠組みです。カテゴリー毎に、リスクテイクやリスク管理にかかる姿勢を表したリスクアペタイト・ステートメントを定め、一部のカテゴリーについてはリスクやリスク・リターン水準などを定量的に表したリスクアペタイト指標などを設定しております。

リスクアペタイトの構成



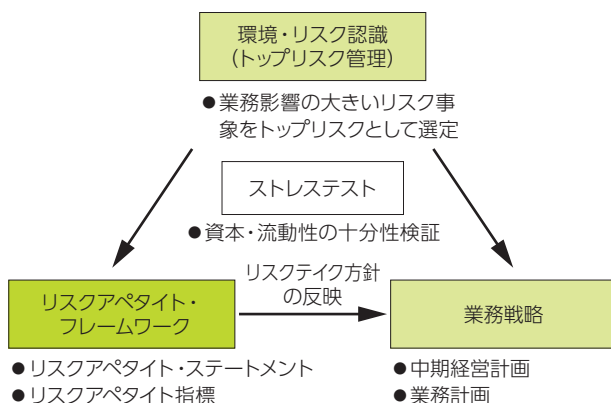
（※1）コンプライアンス、事務、システム等に係る事項

（※2）別途、リスクアペタイト指標の変動の予兆やリスクの状況を把握するための指標を設定し、モニタリングを実施

リスクアペタイト・フレームワークの運営

当行では、リスクマネジメント委員会において足許および将来の業務環境などを踏まえ、経営上特に重大なリスクをトップリスクとして選定しております。各事業年度の業務戦略・業務運営方針については、ストレステストによるリスク分析の結果や、トップリスクなどを踏まえ策定しております。

期中においても、トップリスクを含む環境・リスク認識の適時適切な見直しや、リスクアペタイトの状況に関する定期的なモニタリングを行い、必要に応じて指標や業務戦略の見直しを行う体制としております。なお、一部の指標については、3段階の管理水準を設定してモニタリングを行っております。



ストレステスト

当行では、強い景気後退や金融市場混乱などの厳しい環境を想定したシナリオに基づくストレステストを実施し、マクロ経済環境の変動が、期間損益や自己資本などに与える影響を計測し、経営計画の妥当性や自己資本の充実度を評価しています。また当行では、上記の検証に加え、信用、流動性の各リスクについても適時ストレステストを行い、リスクテイク方針の策定や見直し等に活用しています。

三つの防衛線

バーゼル銀行監督委員会は、「銀行のためのコーポレートガバナンス諸原則」の中でリスク・ガバナンスのためのフレームワークとして「三つの防衛線」の考え方を推奨しております。これを踏まえ、当行では、各防衛線の役割と責任の明確化によるリスク管理の実効性向上・強化のため、以下の通り「三つの防衛線」を定義しています。

1. 第1の防衛線（業務部門）

業務部門は、各業務に内在または起因するリスクを自律的に管理・統制する責任を負います。また、当行すべてに適用されるリスク管理に関する方針に則り、適用される法令諸規則などの遵守、部署内のリスク管理態勢整備およびそれらのモニタリング活動などを通して、各業務におけるリスクを軽減する責任を負います。

2. 第2の防衛線（内部管理部門およびリスク管理担当部署）

内部管理部門の各部署および各リスク管理担当部署は、所管するリスク管理に係る基本方針などを策定・推進し、当行リスク管理態勢全般を整備する責任を負います。また、第1の防衛線が行う自律的な統制活動をモニタリング・測定・評価し、必要に応じて、各所管リスクを管理するための社内規程を整備するほか、第1の防衛線を含む各部署向けに研修および助言を行うとともに、第1の防衛線におけるリスク管理態勢の整備を指導、監督いたします。

3. 第3の防衛線（監査部門）

独立した監査部門は、監査計画をもとに、上記二つの防衛線の活動を独自に評価いたします。

統合的リスク管理

当行では、管理すべきリスクの種類を信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどに分類し、管理しております。また、リスクアペタイト・フレームワークやリスク資本管理の枠組みを通じて、体系的なリスク管理を実施しております。

リスク資本管理

当行では、統合的リスク管理の一環として、リスク資本管理制度を導入しております。リスク資本の管理とは、管理すべきリスク量を資本換算し定量化の上、リスクの領域毎に許容可能なリスク量の上限枠を設定し、当該上限枠のなかでリスク運営を行うことで、自己資本の充実性を維

持しようとするものです。当行では、規制上の最低自己資本比率を安定的に上回る十分なバッファを勘案し、リスク資本の上限を決定するとともに、信用リスク、株式等リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクに係るリスク量を、各リスクの特性を踏まえ、リスク資本として定量化し、必要なリスク領域について極度管理を行い、さらにリスク資本の上限を超えない範囲で、必要な部門・部に対して適切かつ効果的な方法でガイドライン設定によるリスク資本の配賦を行うことを基本的な枠組みとしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などのクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし滅失し、銀行が損失を被るリスクをいい、当行では、信用リスクの統合的な管理および個別与信並びにポートフォリオ全体の信用リスクの定量的、経常的な把握、管理についての基本原則を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の体制を整備し運営しております。また、与信集中リスクを回避する観点から、自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、「大口信用供与規制管理手続」を制定しております。

さらに、信用リスクに関わる諸問題について協議、検討することを目的として、信用リスク委員会が設置されており、資産の自己査定を含む信用リスクを管掌し、経営陣による関与の度合いを高めております。

信用リスク管理体制

当行では、リスク統括部投融資企画室が与信ポートフォリオの管理、運営方針などの企画、立案、実効性の高い信用リスク管理体制の実現に努め、定期的にエグゼクティブ・コミッティおよび信用リスク委員会などに信用リスク管理の状況について、報告する体制としております。審査部は個別与信案件の審査などを担当し、新規取り上げ時の審査を行うとともに、自己査定基準に基づき、定期的に個別資産内容の実態把握を行っており、審査部によるその適切性の検証、内部監査部による監査を通じて資産の健全性を確保する体制を整えております。

信用リスク管理方法

個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、行内格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持や改善を図るために、次の通り信用リスクの管理を行っております。

●自己資本の範囲内での適切なコントロール

信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として信用リスク資本極度を設定するとともに、必要な部門・部に対してリスク資本の上限を設定して、定期的にその遵守状況をモニタリングする体制としております。

●集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の取引相手先に過度の信用リスクが集中しないよう、一定の残高基準を超える先について定期的にモニタリングを実施し、信用リスク委員会またはエグゼクティブ・コミッティに今後の与信方針などの報告を行う体制としております。

●問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権につきましては、信用リスク委員会などにおいて定期的なレビューを実施することなどにより、対応方針や、アクションプランを明確化した上で、劣化防止や正常化の支援、回収および保全強化策の実施など、早期の対応に努めております。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・価格などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク、また流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるなどのリスクをいい、当行では、市場リスク・流動性リスク管理に関し、運営体制、管理の枠組みや方法などについて「市場リスク・流動性リスク管理基本方針」および「市場リスク・流動性リスク管理規程」を制定し、市場リスク・流動性リスク管理の体制を整備し、運営しております。また市場リスク・流動性リスクを当行の業務計画の実施に必要な範囲で許容するが、マーケットの変動による収益をあげること为目标としないこと、並びに市場リスク・流動性リスクを許容するに当たっては限度枠を設定し管理することを基本方針としております。

市場リスク・流動性リスク管理体制

当行では、エグゼクティブ・コミッティが市場リスク・流動性リスクにかかる戦略、リスク許容度、選好度、リスク管理方針などの重要事項を決定し、取締役会がこれを承認する体制としております。ALM委員会は、エグゼクティブ・コミッティで決定された上記の重要事項並びに市場リスク・流動性リスク関連極度の範囲内でALM運営方針などを決定する体制としております。なお市場取引を行う業務部門から独立したリスク統括部が、市場リスク・流動性リスクの状況をモニタリングするとともに、定期的にエグゼクティブ・コミッティなどに報告を行っております。

市場リスク・流動性リスク管理方法

市場リスク・流動性リスクを適切に管理するため、市場リスクについてはポジション枠および損失ガイドラインを、また流動性リスクについては資金ギャップ枠を設定して、資金の運用・調達が適切に行われているかなどを確認する体制としております。また前述のリスク資本管理制度に基づき、市場リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の市場リスク資本の限度枠として市場リスク資本極度を設定するとともに、必要な部門・部に対してリスク資本の上限を設定して、定期的にその遵守状況をモニタリングする体制としております。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、不適切な内部手続、人的要因、システムまたは外部要因から損失が発生するリスクをいい、当行では、管理すべきオペレーショナルリスクの所在とその影響度を把握したうえで、リスクの特性に応じて適切な管理を実施するため、「オペレーショナルリスク管理方針」および「オペレーショナルリスク管理規程」を制定しております。また事務リスクやシステムリスク、外部業者取引リスクや信託財産の管理・運用リスクに関しては、別途管理方針および規程を制定し、管理を実施しております。

オペレーショナルリスク管理体制

当行では、リスク統括部をオペレーショナルリスク全般の統括部署と定め、重要なオペレーショナルリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのために効果的なフレームワークを整備するとともに、管理すべきオペレーショナルリスクの所在とその影響度を把握した上で、オペレーショナルリスクの特性に応じて、適切に管理する体制を整えております。

オペレーショナルリスク管理方法

金融業務の多様化、複雑化に伴い生じるさまざまなオペレーショナルリスクを適切に特定・評価・コントロール・モニタリングするための手法、態勢の整備および強化に取り組んでおります。また、各業務所管部署は、自部署に潜在するリスクと現在のコントロールを定期的に評価し、継続的な改善を行うとともに、経営陣にも報告する体制としております。

事務リスク管理

事務リスクとは、当行役職員が事務リスク管理基本方針、事務規程および事務手続に定められた通りに事務処理することを怠る、あるいは事故、不正などをおこすことにより当行が損失を被るリスクと定義しております。

当行では、事務統括部を事務リスクの管理部署として定め、行内における事務リスクを管理する体制を構築すること、自店検査制度を整備すること、コンティンジェンシープランを策定し、事務リスク顕在化による損失を最小限にす

ること、定量的な管理を行うことなどを基本原則とし、リスクベースで事務リスク管理の高度化を推進しております。

事務リスク管理基本方針の重要な事項については、事務統括部が立案し、事務・システム委員会およびエグゼクティブ・コミティで決定の上、取締役会の承認を得る体制としております。また、事務リスク管理状況を定期的に事務・システム委員会及びリスクマネジメント委員会に報告するなど、お客さまに対して高品質な事務サービスを提供できる体制の整備を進めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動など、不備または不正利用などにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、システム統括部がシステムリスクの総合的な管理を実施しております。また、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定め、システムリスクの極小化を図ることのほか、コンティンジェンシープランを作成し、顕在化したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えるなど、システムリスク管理態勢の整備・運用に努めております。また、近年重要性が高まっているサイバーセキュリティについては、SMBCグループと協調し、当行態勢の整備や技術的対策強化を推進しております。

また、システムリスク管理状況を定期的に事務・システム委員会及びリスクマネジメント委員会に報告しております。

外部業者取引リスク管理

外部業者取引リスクとは、当行と業務上の関係にある第三者における不芳事態に起因し、当行が損失を被るリスクと定義しております。

当行では、リスク統括部を外部業者取引リスクの管理部署として定め、行内における管理体制を整備・構築し、業務所管部署にリスクアセスメントの実施や報告を求める等のモニタリング活動を通じてリスク管理状況を把握し不備の是正や改善を図ることで、リスクベースでの外部業者取引リスク管理の高度化を推進しております。

また、外部業者取引リスク管理状況については、定期的または必要に応じてリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

信託財産の管理・運用リスク管理

信託財産の管理・運用リスクとは、当行がお客さまからお預かりした信託財産の管理（および処分）・運用において、当行が果たすべき忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失等を当行が補填しなければならないリスクをいいます。

当行は信託銀行として金銭、有価証券、不動産等のお客さまの大切な財産を管理・運用しており、受託者責任の適切な履行が求められます。

そこで不動産審査部および信託業務部引受審査室を信託財産の管理・運用リスクの管理部署として定め、行内における管理体制を整備・構築し、業務所管部署に報告を求める等のモニタリング活動を通じてリスク管理状況を把握し、不備の是正や改善を図ることで受託者責任の適切な履行に努めております。

また信託財産の管理・運用に係るリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のいずれかのリスクカテゴリーまたは複数のリスクカテゴリーに起因して発生するものであることから、オペレーショナルリスクのサブカテゴリーと位置づけ、適切に特定・評価・コントロール・モニタリングしていくための手法・態勢の整備および強化に取り組んでおります。

■ コンダクトリスク管理

コンダクトリスクとは、法令や社会規範に反する行為等により、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益および当行のステークホルダーに悪影響を及ぼすリスクをいいます。当行では「コンダクトリスク管理規程」を制定し、当行の信頼を大きく毀損する可能性のある重大な経営上のリスクの発生を防止することに重点を置いてコンダクトリスク管理の向上を図っていくために、コンダクトリスク管理に関する業務遂行上の原則を定めております。

コンダクトリスク管理体制

当行では、リスク統括部及びコンプライアンス統括部をコンダクトリスク全般の統括部署と定め、重要なコンダクトリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのために効果的なフレームワークを整備するとともに、管理すべきコンダクトリスクの所在とその影響度を把握した上で、コンダクトリスクの特性に応じて、適切に管理する体制を整えております。

また、コンダクトリスク管理の一要素であるお客さま本位の業務運営に係るリスク管理については、CXマネジメント部が、お客さま本位の業務運営に関する統括部署として、その推進に係る企画立案・態勢整備等を行うほか、お客さま本位の業務運営の推進態勢の把握、お客さま本位の業務運営推進にかかる取組状況の適切性及び十分性についての指導・助言・モニタリングを行う体制を整えております。

コンダクトリスク管理方法

当行では、金融業務の多様化、複雑化に伴い生じるコンダクトリスクを適切に特定・評価・コントロール・モニタリングするための手法・態勢の整備および強化に取り組んでおります。

コンダクトリスク管理の状況については、定期的にコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会及びエグゼクティブ・コミティへ報告を行っております。また、お客さま本位の業務運営に係る取組状況については、定期的にお客さま本位の業務運営推進委員会へ報告を行っております。

■ モデルリスク管理

モデルリスクとは、モデルの開発もしくは実装での作業ミス、または、モデルの前提や限界を超えた利用等により、経営判断・業務判断等を誤り、損失・不利益を被るリスクをいいます。なお、モデルとは、「理論・仮定を用いて、入力データを処理し、推定値・予測値・スコア・分類等を出力する定量的手法」をいいます。

当行では、リスクベース・アプローチに基づく管理を行うこと、モデルリスクの評価を行い定量的な管理を行うこと等を基本原則とし、モデルリスク管理の向上に取り組んでいます。

モデルリスク管理体制

当行では、モデルリスク管理に関し、運営体制、管理の枠組みや方法などについて、「統合的リスク管理基本方針」を踏まえ、「モデルリスク管理規程」を制定し、モデルリスク管理の体制を整備し、運営しております。

また、リスク統括部は、モデルリスク管理を一元的に統括する部署として、モデルリスク管理にかかる企画の立案及び運営、推進、支援を担っています。加えて、内部監査部ではモデルリスク管理体制の有効性について、定期的に監査を行っています。

モデルリスク管理方法

当行では、モデル開発時の想定を超えた金融経済環境への直面や、従業員による不適切なモデルの使用等によるモデルリスクの顕在化に備え、モデルの開発・使用等の各プロセスに応じた適切な管理を実施することで、モデルリスクの低減を図っています。たとえば、モデルの開発時もしくは使用開始時における検証や、モデルの陳腐化・精度の劣化を防ぐため、期中に定期的な検証を実施しています。このほか、各モデルに内在するリスクを評価することでモデルの重要性に応じた管理強化にも努めています。

■ 緊急時対策

当行では、①突発的に発生する不測の事態（不祥事・大規模なシステム障害・災害等）で業務に著しく支障を来たす場合、あるいは対外的影響が甚大な場合、および、②日常発生するリスクが各リスク管理所管部署の管理可能な水準を越える場合等の「緊急時」に備え、平常時の役職員の行動原則や緊急時の対応原則・体制等を定め、緊急時に迅速かつ適切な対応により業務継続ができる体制を構築しております。

リスク統括部及び事務統括部を緊急時対策の統括部署と定め、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定や緊急時体制の整備・構築を継続して行うとともに、緊急時に備えた訓練を実施する等、緊急時対策の高度化を推進しております。

また、緊急時対策への対応状況については、定期的に事務・システム委員会及びリスクマネジメント委員会に、また必要に応じてエグゼクティブ・コミティに報告を行っております。

コンプライアンス

基本方針

当行は経営理念において法令遵守の精神を掲げており、これに則って健全な経営を行い、社会を含むステークホルダーから信頼される誇りある企業を目指しております。

取締役会をコンプライアンスにかかる重要事項の意思決定の最高機関とし、コンプライアンス部門担当役員を取締役会において指名しております。当行は、必要な社内規程などを整備し、研修などを通じて法令遵守の精神を役職員に周知徹底しております。

コンプライアンス上の問題を早期に把握し解決するために内部通報制度を整備し、行内のみならず三井住友フィナンシャルグループおよび外部にも通報窓口を設置しております。通報事案は、コンプライアンス担当役員および社長に報告する体制を構築しております。また、公益通報者保護法などに基づき、通報を行ったことにより不利益を受けることがないよう対応を図っております。

コンプライアンス体制

当行は、「コンプライアンス」を法令・諸規則、経営理念・社内規程の遵守に留まらず、さまざまな社会的規範などの遵守を含む概念として捉え、コンプライアンス体制を構築しております。

(1) コンプライアンス部門の役割

コンプライアンス 統括部	- コンプライアンス態勢の整備に関する業務 - 取締役会、株主総会、コンプライアンス委員会運営 - 情報セキュリティ、個人情報保護 - 不祥事件、規律事故の調査、未然防止等 - 商品、サービスのコンプライアンス領域全般 - 顧客説明管理、利益相反、広告審査 - 法務相談全般 - 契約、紛争、訴訟
CX マネジメント部	お客さま本位の業務運営の態勢整備に係る統括業務
AML金融犯罪 対策部	- マネーロンダリング対策及びテロ資金供与防止全般 - 金融犯罪調査・管理

(2) コンプライアンス・オフィサーの役割

コンプライアンス・オフィサーは、本社各部や支店などにおいて当行のコンプライアンス部門と密接に連携し、法令などに違反するおそれがある行為を未然に防止し、研修などを通じて役職員のコンプライアンスへの認識を深めることでコンプライアンス態勢の強化に努めております。

また、コンプライアンス・オフィサーは、三つの防衛線における各防衛線の要であることを認識し、各部署の業務に内在または起因するコンプライアンス・リスクを把握・管理し、軽減する責任を負っております。

コンプライアンス部門は、コンプライアンス・オフィサーをサポートするために、定期的にコンプライアンス・オフィサーに対し研修を実施し、質の高いコンプライアンス態勢の構築を目指しております。

原則として各部署に1名以上、コンプライアンス・オフィサーを配置し、業務内容等に応じて、コンプライアンス・リスクの統括管理者として統括コンプライアンス・オフィサーを配置しております。

(3) 利益相反管理への取組

当行は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理するため、「利益相反管理基本方針」を定め利益相反管理体制を整備しております。

お客さまとの取引において、当行のグループ会社と取引などが発生する場合は、別途定める「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」も踏まえ、管理を徹底しております。例えば、グループ会社が提供する投資信託を当行が販売する場合や、信託財産の管理・運用をグループ会社に委託する場合など、お客さまへの重要な事実の情報開示のほかに選定経緯の検証、販売手数料・信託報酬の妥当性の検証などを行っております。

また、当行が取り扱う不動産関連業務においては不動産管理処分信託の受託の他に、当該不動産の媒介、コンサルティング、鑑定評価、アセットマネジメントなどの複数の業務を取り扱う場合、重要事実のお客さまへの開示、報酬の妥当性、鑑定評価の中立性の検証などを行い、利益相反取引を管理しております。

(4) 情報管理への取組

当行は情報管理の重要性を認識し、お客さまに安心してご利用いただける信頼ある信託銀行であるために、情報の適切な管理を行う枠組みを構築しております。特にお客さまの個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針（株式会社SMBC信託銀行個人情報保護宣言）を制定し、公表することで本宣言に定めた事項を遵守しております。加えて、近年の著しい情報化の進展に適切に対応しながら、当行のお客さまの個人情報を保護するための情報管理体制およびその運用状況について、継続的に見直し、改善に努めております。

(5) 贈収賄の防止に向けた取組

当行は「贈収賄の防止及び接待贈答等に関するSMFGグループ規程」および「贈収賄の防止及び接待贈答等に関するSMFGグループ規則」により、贈収賄や汚職への関与を一切禁止し、これに違反した場合は、解雇を含む懲戒処分の対象となることを明確に定めております。

贈収賄・汚職の防止として、何れの国においても公務員等への贈収賄は禁止されており、当行事業機会・許認可等の獲得や保持、または国内外の公務員等の公務に影響を与える目的で、接待・贈答の提供の他、不適切な支払いや支払いの約束をすること等を禁止しております。

アンチ・マネーロンダリング（AML） およびテロ資金供与防止（CFT）への取組

当行ではFATF*1などの国際機関の要請、OFAC*2規制などの関係国の要請、本邦および各国の法令に基づき、マネーロンダリングやテロ資金供与に関する規制違反を防止し、業務の健全性および適切性を確保するため、経営上の重要課題の一つと位置づけ、社内規程などを制定し、体制整備を行っております。

具体的には、健全な経済活動に重大な悪影響を与えるマネーロンダリングやテロ資金供与に、当行の各種取引や商品・サービスが利用されることを防止するため、お客さまの本人確認、取引時確認や継続的な顧客情報管理、取引モニタリングなどのリスク低減策を実施しております。当行の取組につきましては、当行ウェブサイトに掲載の「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策への取組みについて」でご確認いただけます。

<https://www.smbctb.co.jp/aml/>

*1 FATF: Financial Action Task Force（金融活動作業部会）

*2 OFAC: Office of Foreign Assets Control（米国財務省外国資産管理局）

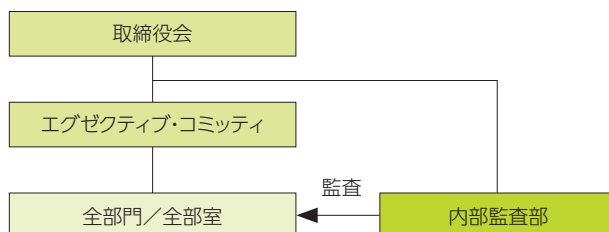
内部監査体制

当行の内部監査部は、各業務部門、リスク管理・コンプライアンス担当部署等から独立して設置されています。

内部監査の目的は、取締役会・経営陣および監査対象部署に対して、リスクベースで客観的なアシュアランス、助言、洞察および先見性を提供することにより、当行の持続的な企業価値向上に貢献することにあります。

内部監査部は、取締役会が承認した内部監査規程や監査基本方針等に基づき監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証しています。監査結果は取締役会に直接報告する体制としています。

経営に資する監査の着実な実践を企図し、経営陣や第1線・第2線との連携を強化してリスク認識の把握に努めるほか、リスクの変化を適時に把握するオフサイト・モニタリングを実施しています。また、監査手続の高度化、監査人の専門性向上、テクノロジーやデータ活用等を推進し、監査品質の向上に継続的に取り組んでいます。



指定紛争解決機関

当行が契約している指定紛争解決機関は以下の通りです。

一般社団法人全国銀行協会			
連絡先	全国銀行協会相談室		
電話番号	0570-017109	または	03-5252-3772

一般社団法人信託協会			
連絡先	信託相談所		
電話番号	0120-817-335	または	03-6206-3988

お客さま本位の業務運営

基本的な考え方

当行は、経営理念の一つに「お客さまに、より一層価値ある当行独自のサービスを提供し、お客さまと共に発展する」を掲げ、全役職員でお客さま本位を推進しています。

SMBCグループ共通の方針となる「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」、およびSMBCグループリテール事業部門における「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に則り、お客さま本位の業務運営に取り組んでいます。

お客さまの声から学び、当行ならではの価値を実感していただけるよう商品・サービスの改善に取り組んでまいります。

業務運営態勢

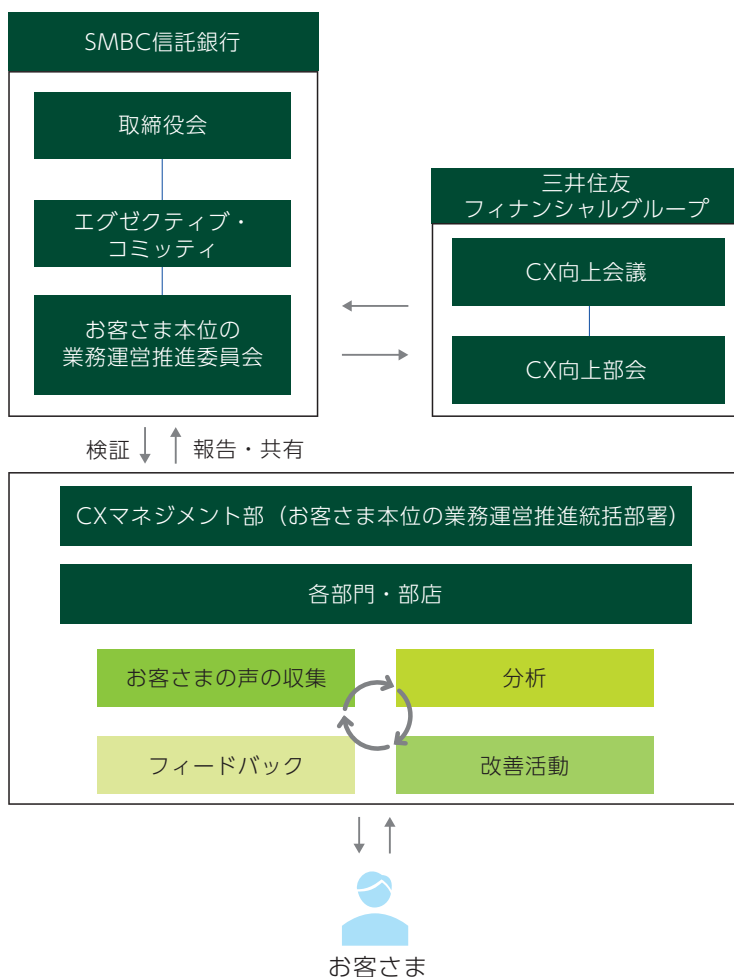
当行はお客さま本位の業務運営推進委員会を定期的に開催し、その内容は取締役会に定期報告しています。

この推進委員会には経営陣も参加し、お客さまの声の分析、CX（カスタマーエクスペリエンス）向上、金融商品・サービス提供後の検証・改善等のプロダクトガバナンス向上など、ベストプラクティスを目指した議論を行っています。また、その内容については、三井住友フィナンシャルグループのCX向上部会およびCX向上会議に報告し、グループ横断的に協議された内容が当行へ還元されることで、さらなる態勢強化に取り組んでいます。

「お客さまの最善利益」実現のため管理態勢を整備しており、モニタリング・報告・改善等を実施することで、お客さまへの説明の適正性や十分性を確保し、誠実かつ公正な業務を遂行しています。

さらに、お客さま本位の業務運営を実践した上でのCX戦略を重要な経営戦略として位置づけています。お客さま本位を企業文化として定着させる施策として、全部店にCXマネージャーを配置し、各拠点でのCXを推進しています。

お客さまの声の経営への活用



役員一覧 (2025年6月30日現在)

取締役

西崎 龍司	取締役会長
萩原 攻太郎	代表取締役社長兼最高執行役員
吉岡 史人	代表取締役専務兼専務執行役員 ホールセール部門担当
加藤 宣	専務取締役兼専務執行役員 信託本部担当
進藤 徹也	常務取締役兼常務執行役員 ウェルスマネジメント部門担当
高岡 具永	常務取締役兼常務執行役員 コーポレートスタッフ部門(人事部)担当
平島 孝彦	常務取締役兼常務執行役員 コンプライアンス部門、リスク管理部門 担当
宇波 大輔	常務取締役兼常務執行役員 コーポレートスタッフ部門(経営企画部、 財務企画部、管理部)、マーケット部門担 当
泉 純	取締役兼執行役員 事務・システム部門担当
ローラン・デュプス	取締役(非常勤)
安地 和之	取締役(非常勤)
藤瀬 裕司	取締役(社外取締役)

監査役

伊藤 彰浩	常勤監査役
長谷川 卓	監査役(非常勤)
藤井 健司	監査役(社外監査役)
西川 知宏	監査役(社外監査役)

常務執行役員

関根 里佳子	ホールセール部門副担当 兼 不動産投資 顧問部担当
池田 修治	ホールセール部門副担当
有田 孝裕	ホールセール部門副担当、大阪駐在
加藤 聡彦	ウェルスマネジメント部門副担当

執行役員

杉山 大	ウェルスマネジメント部門副担当 兼 プレ スティア本部長 兼 株式会社三井住友フ ィナンシャルグループ ウェルスマネジメ ント統括本部 副本部長 プレスティア副 担当
城市 智史	信託本部副担当
松井 龍介	株式会社三井住友フィナンシャルグルー プ 兼 株式会社三井住友銀行 出向
津村 あや	コーポレートスタッフ部門特命担当(サス テナビリティ・CSR)
岸 高志	不動産営業本部 共同本部長(東京営業 第四部、不動産コンサルティング営業部 担当)
水山 貴統	不動産営業本部 本部長(西日本担当) 兼 福岡営業部長
早川 直志	ウェルスマネジメント統括部長
廣田 道子	不動産信託部長
柳 茂雄	ホールセール統括部長
平松 保人	事務・システム部門副担当
河村 明子	CXマネジメント部長
黒井 功次郎	監査部門担当
中西 義史	経営企画部長 兼 経営企画部 広報・サス テナビリティ推進室長
西川 貴	信託統括部長
板東 康洋	ウェルスマネジメント部門副担当
見田 愛子	人事部長